

川崎市病院局規程第18号

川崎市病院局企業職員通勤手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員通勤手当支給規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員通勤手当支給規程（平成17年川崎市病院局規程第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「55,000円」を「150,000円」に改め、同項第2号中「職員の区分」を「自動車等の使用距離の区分」に改め、同号ア中「自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が」及び「である職員」を削り、同号イから同号シまでの規定中「使用距離が」及び「である職員」を削り、同号ス中「使用距離が」を削り、「60キロメートル以上である職員」を「60キロメートル以上65キロメートル未満」に改め、同号に次のように加える。

セ	片道65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200円
ソ	片道70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円
タ	片道75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円
チ	片道80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700円
ツ	片道85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200円
テ	片道90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600円
ト	片道95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000円
ナ	片道100キロメートル以上	66,400円

第3条第1項第3号中「55,000円」を「150,000円」に改め、同項第4号中「2以上の交通機関等を利用するものとして手当を支給する場合にあっては」を「交通機関等が2以上ある場合においては」に改める。

第5条第2号中「又は通勤」を「若しくは通勤」に改め、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) その他管理者が特に必要と認める場合

第11条中第1項を次のように改める。

手当は、支給単位期間（1箇月当たりの運賃等相当額等（第3条第1項第5号に掲げる職員に係るものを除く。）及び第3条第2号に定める額（第3条第4号に掲げる職員に係るものを除く。）の合計額（第13条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当に係るものを除く。）又はその者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間（以下この条、第13条の2第2項第2号及び第16条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の翌月の川崎市病院局企業職員給与支給規程（平成17年川崎市病院局規程第24号。以下「給与支給規程」という。）第4条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、特別の事由がある場合は、その日後において支給することができる。

第13条第1項第3号中「又はその翌月」を「若しくはその翌月」に改め、同条第2項中「運賃等相当額等（第3条第1項第3号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び同項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）」を「通勤手当算出基礎額」に、「55,000円」を「150,000円」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合 150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額の合計額及び管理者が定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

第13条第3項中「事由発生月」を「返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月」に、「支給される給与」を「支給される給与の支払義務者が

同一であるときは、管理者の定めるところにより」に改める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。